ACSES ニュースレター_２１９７号（2021 年 10 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・労災の死傷者、伸び顕著　コロナ禍負担　陸運・小売・介護施設〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・クロスボウ「回収進まず」　９５０本、流通数不明―改正銃刀法成立３カ月・警察当局〈Web 報道〉
・日本人の最悪パスワードは？　セキュリティーに効く７本〈新聞報道〉
・事件３日後の司法解剖　14 年続く教授不在が影響か　佐賀女性殺害〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・盛り土安全策、命令見送る　熱海市と県、「命の危険」は認識　土石流被害〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 73 号）〈官報〉
[4] 貿易管理、統計品目等の一部改正
◇輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 74 号）〈官報〉
◇輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第 267 号）〈官報〉
[5] 温暖化対策関係
◇日本「ガス支援継続を」　世銀に提案、石炭は廃止〈Web 報道〉
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　２件
[7] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　７件
[8] その他
◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件
[付録]
◇インフルエンザワクチン接種時期は？〈放送報道〉

矢筈草（ヤハズソウ）

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・労災の死傷者、伸び顕著　コロナ禍負担　陸運・小売・介護施設

＜朝日新聞　2021 年 10 月 18 日＞

https://www.asahi.com/articles/DA3S15079271.html?iref=pc_ss_date_article

今年に入って労働災害による死傷者が増えている。陸上貨物運送業、小売業、介護施設で顕著だ。新型コロナ禍で業務負担が増した影響とみられ、厚生労働省は９月、業界団体に労災を防ぐ取り組みを強めるよう求めた。

厚労省によると、２０２１年１～８月に労災で４日以上休業したり死亡したりしたのは全業種で約８万５千人。前年同期より 23%増えた。このうち陸運業、小売業、社会福祉施設でそれぞれ１万人ほど発生し、増加ペースが速い。

厚労省はこのペースが続くと、上記３業種の今年１年間の労災による死傷者数は、昨年を大きく上回るとみている。陸運業は昨年の約１万６千人が約１万７千人に、小売業は約１万５千人が約１万７千人に、社会福祉施設は約１万２千人が約１万４千人にそれぞれ増える予想だ。この推計に新型コロナ感染による労災認定は含めていない。

労災発生の原因をみると、陸連業は荷役作業中の転落・墜落が全体の約３割を占めた。小売業は転倒が、社会福祉施設は、介護施設で作業中などの無理な動作や反動が、いずれも約４割にのぼった。

厚労省は、コロナ下の外出自粛でネット通販や身近なスーパーの利用が増えたり、感染対策で介護施設の業務負担が重くなったりしていることが背景にあるとみている。

厚労省は９月下旬に緊急で３業種の業界団体トップに労災防止対策を求めた。各業界団体は職員の研修などを通じて対策を取るとしている。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・クロスボウ「回収進まず」　９５０本、流通数不明―改正銃刀法成立３カ月・警察当局

＜時事ドットコム　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021101700083&g=soc

クロスボウ（ボーガン）の所持を許可制とする改正銃刀法が成立した６月以降、全国の警察は９月１５日時点で９５０本を回収した。来年３月の施行を前に警察は無償で回収を進めているが、インターネット上での売買などを背景に、全体の流通数は把握できていない。「回収が進んでいるとは言い難い」と指摘する専門家もおり、警察は事件を防ぐため「原則所持禁止」を呼び掛けている。

クロスボウは殺傷能力が高く、昨年６月には兵庫県宝塚市で４人が撃たれて死傷する事件が発生。これを機に改正法が成立し、来年３月１５日に施行される。所持には公安委員会の許可が必要となり、用途はスポーツ射撃などに限定。不法に所持した場合は３年以下の懲役または５０万円以下の罰金が科される。

警察庁によると、クロスボウを使用した殺人や強盗致傷などの刑法犯での検挙件数は、２０１０年１月～２０年６月で２３件に上った。回収した９５０本の内訳は、愛知県警が最多の１１５本で、北海道警７８本、兵庫県警６５本と続いた。

「日本ボウガン射撃協会」（東京都）の鈴木範夫常任理事は「競技用ボーガンが犯罪に利用されたことはない。許可制で所持者の身元が分かるようになるのは良い」と語る。

一方、年間１０００本以上がネットなどで販売されたとの情報もあり、警察庁などの担当者は「これまで規制対象ではなかったため、流通数や所有者数が把握できず、全体のどの程度回収できているか分からない」と話す。

クロスボウの所持に関する警察庁の有識者検討会委員で、防犯に詳しい「ステップ総合研究所」（東京都）の清永奈穂所長は「回収が進んでいるとは言い難い。改正法の認知度もまだ低く、積極的な周知活動をすべきだ」と指摘する。

警察での無償回収は、法施行後６カ月間実施。本体に加え部品なども対象で、処分依頼書の提出も求められる。全国の警察は「原則所持禁止」を呼び掛けるポスターをホームページやインターネット交流サイト（ＳＮＳ）に載せるなどし、「所有者は最寄りの署に早めに相談して」と訴えている。

・日本人の最悪パスワードは？　セキュリティーに効く７本
＜日経新聞　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC1593R0V11C21A0000000/

・事件３日後の司法解剖　14 年続く教授不在が影響か　佐賀女性殺害
＜毎日新聞　2021 年 10 月 17 日＞　https://mainichi.jp/articles/20211017/k00/00m/040/192000c

---

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・盛り土安全策、命令見送る　熱海市と県、「命の危険」は認識　土石流被害
＜朝日新聞　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S15079336.html

静岡県熱海市で７月に起きた土石流被害につながった盛り土について、県と市が２０１１年、安全対策を講じるよう命じる「措置命令」を出すと決めた後に見送っていたことが朝日新聞が入手した内部文書などでわかった。業者側が防災工事を始めたことを理由に見送られたが、工事中断後も約１０年間にわたって命令は出されない…

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0ygQQ8gxA6ouAydBY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年 10 月 18 日版）
＜厚生労働省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hQA4hxQ-puQ3oBY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hQA4hxQ-puQ3ABY

◇マスコミ報道　見出し

・米コロナ死者数、「スペインかぜ」上回る　過去に学ぶ
＜日経新聞　2021 年 10 月 18 日＞
https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD044630U1A001C2000000/

[対策・予防]

◇省庁発表

・入国時の誓約に違反した事例についてを更新しました
＜厚生労働省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_jAkxjh03r-0_GRY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・次世代ワクチン、来年実用化　新型コロナ、ベンチャー開発
＜時事ドットコム　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021101800735&g=newitem

---

◇マスコミ報道　見出し

・大半がワクチン接種済み、高齢者施設でクラスター…感染者は計２９人に

＜読売新聞　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20211018-OYT1T50019/

****

[3] 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 73 号）

［官報］　令和 3 年 10 月 15 日　号外　第 234 号　32～41 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211015/20211015g00234/20211015g002340032f.html

○経済産業省令第 73 号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第七条第二号及び第二十六条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 3 年 10 月 15 日　　経済産業大臣　　萩生田光一

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（低地紙器製造設備に係る製造方法の基準） 第五条　［略］ 一～七 七の二　電流により作動する機構を持つ火工品を取り扱う危険工室等には、電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合には、当該火工品が爆発し又は発火するおそれがないよう、当該火工品に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。 八～三十五　［略］ ２・３　［略］ （火薬類の取扱い） 第五十一条　［略］ 一　［略］ 二　火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異なった容器に収納すること。ただし、火工所（第五十二条の二第一項の規定により設けられたものをいう。以下この条及び次条において同じ。）において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。 三　火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全	（低地紙器製造設備に係る製造方法の基準） 第五条　［略］ 一～七 ［新設］ 八～三十五　［略］ ２・３　［略］ （火薬類の取扱い） 第五十一条　［略］ 一　［略］ 二　火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品（導爆線及び制御発破用コードを除く。）とは、それぞれ異った容器に収納すること。ただし、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所において薬包に工業雷管、電工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。 三　火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全

な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱その他の運搬専用の安全な用具を使用すること。	な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱等を使用すること。
三の二　［略］	三の二　［略］
四　電気雷管は、脚線が露出しないような容器に収納して運搬すること。	四　電気雷管を運搬する場合には、脚線が裸出しないような容器に収納し、乾電池その他電路の裸出している電気器具を携行せず、かつ、電灯線、動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ接近しないこと。
四の二　電気雷管を運搬する場合には、次のイからハまでのいずれにも適合すること。ただし、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管であって、電波又は電流により意図に反して爆発しないよう措置を講じたもの（以下「電子雷管」という。）を運搬する場合は、この限りでない。 イ　乾電池その他電路の露出している電気器具を携行しないこと。 ロ　電波を発する機器を携行しないこと。やむを得ず携行する場合は、当該電気雷管が爆発するおそれがないよう、当該電気雷管に対して間隔をとる等の適切な措置を講ずること。 ハ　電灯線、動力線その他漏電のおそれがあるものにできるだけ接近しないこと。	［新設］
五　［略］	五　［略］
六　凍結したダイナマイト等は、爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解すること。ただし、火気、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。	六　凍結したダイナマイト等は、摂氏五十度以下の温湯を外槽に使用した融解器により、又は摂氏三十度以下に保つた室内に置くことにより融解すること。ただし、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。
七　［略］	七　［略］
八　使用に適さない火薬類は、その旨を明記したうえで、火薬類取扱所（次条第一項本文の規定により設けられたものをいう。以下この条において同じ。）に返送すること。ただし、次条第一項第一号又は第二号の場合にあっては火工所、同項第三号の場合にあっては火薬庫に返送すること。	八　使用に適しない火薬類は、その旨を明記したうえで、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所（同項第一号の場合にあつては、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所、第五十二条第一項第二号の場合にあつては火薬庫）に返送すること。
九　［略］	九　［略］
十　電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、当該電気雷管が爆発するおそれがない方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること	十　電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、〇・〇一アンペア（半導体集積回路を組み込んだ電気雷管にあっては〇・三アンペア）を超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること

十一　［略］	十一　［略］
十二　一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であって、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、火薬類取扱所（次条第一項第一号又は第二号の場合にあっては火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第三号の場合は、この限りでない。	十二　一日に消費場所に持ち込むことのできる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所（同項第一号の場合にあつては、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第二号の場合は、この限りでない。
十三　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置しないこと。	十三　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所、第五十二条の二第一項の規定により設けられた火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置しないこと。
十四～十八　［略］	十四～十八　［略］
（火薬類取扱書）	（火薬類取扱書）
第五十二条　［略］	**第五十二条**　［略］
一　［略］	一　［略］
二　土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であって、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、火工所として、第三項第二号から第四号までの規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号から第四号までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）	［新設］
三　一回の火薬類消費ごとに火薬庫から消費場所に火薬類を持ち込む場合であって、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合できる場合	二　一日の火薬類消費回数が一である場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納
２　［略］	２　［略］
３　［略］	３　［略］
一　［略］	一　［略］
二　火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。	二　火薬類取扱所には建物□□□を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、平家建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。
三　火薬類取扱所の建物の屋根の外面には、金属板、スレート板、瓦その他の不燃性物質を使用すること。	三　火薬類取扱所の建物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、建物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。
三の二　火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和	［新設］

する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。	
四　火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盗難及び火災を防止の措置を講ずること。	四　火薬類取扱所の建物の入口の扉は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、その外面に厚さ二ミリメートル以上の鉄板を張つたものとし、かつ、錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。
五　火薬類取扱所に暖房設備を設ける場合には、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。	五　暖房の設備を設ける場合には、温水、蒸気又は熱気以外のものを使用しないこと。
六　火薬類取扱所に照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。	六　火薬類取扱所の建物内を照明する設備を設ける場合には、火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該取扱所の建物内において電導線を表さないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキヤブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動遮断器又は開閉器を火薬類取扱所の建物外に設けるときは、この限りでない。
七　火薬類取扱所の周囲には、適当な境界柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。	七　火薬類取扱所の周囲には、適当な境界さくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。
八　火薬類取扱所内には、見やすい場所に火薬類の取扱いに必要な法規及び注意事項を掲示すること。	八　火薬類取扱所内には、見やすい所に取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。
九　火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。	九　火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物をたい積しないこと。
十～十二　［略］	十～十二　［略］
十三　火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。	十三　火薬類取扱所の内部は、整理整とんし、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。
4　第五十四条の三に規定する構造物解体発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第三号の二から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。	4　第五十四条の三に規定する構造物解体用発破を行う場合であって、消費場所において、当該構造物の周辺に火薬類取扱所を設けることができる場所がない場合には、前項の規定にかかわらず、当該構造物の内部に第一項の火薬類取扱所を設けることができる。この場合において、同項の火薬類取扱所は、前項第一号、第四号から第六号まで及び第八号から第十三号までの規定によるほか、次の各号の規定によらなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
［削る］	三　火薬類取扱所の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。
三　火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「立入禁	四　火薬類取扱所を設けた部屋の外面には、「火薬」、

止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。	「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
第五十二条の二　［略］	**第五十二条の二**　［略］
２　前条第一項ただし書第一号又は第二号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行うことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について一箇所とする。	２　前条第一項ただし書第一号の規定により火薬類取扱所を設けないことができる場合には、前項の火工所において火薬類の管理及び発破の準備を行なうことができる。この場合において、当該火工所は、一の消費場所について一箇所とする。
３　第一項の火工所は、前条第三項第五号、第六号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定（前項の場合にあっては、前条第三項第十一号の規定を含む。）を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。	３　第一項の火工所は、前条第三項第五号、第八号から第十号まで、第十二号及び第十三号の規定を準用するほか、次の各号の規定によらなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、前条第三項第二号、第三及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。	三　火工所に火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
四　削除	四　火工所内を照明する設備を設ける場合には、火工所内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該火工所内において電導線を表わさないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキャブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動しや断器又は開閉器を火工所外に設けるときは、この限りでない。
五　火工所の周囲には、適当な柵を設け、かつ、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。	五　火工所の周囲には、適当なさくを設け、かつ、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。
六　［略］	六　［略］
七　火工所には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。ただし、前項に掲げる場合（前条第一項第二号の場合であって、火工所において薬包に工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管を取り付ける作業を行うとき又は火工所にこれらを取り付けた薬包を存置するときを除く。）については、この限りでない。	七　火工所には、薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けるために必要な火薬類以外の火薬類を持ち込まないこと。ただし、前項に掲げる場合については、この限りでない。
（発破）	（発破）
第五十三条　［略］	**第五十三条**　［略］
一　発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量を超えないこと。	一　発破場所に携行する火薬類の数量は、当該作業に使用する消費見込量をこえないこと。

二　発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装填方法をその都度記録させること。	二　発破場所においては、責任者を定め、火薬類の受渡し数量、消費残数量及び発破孔又は薬室に対する装てん方法をそのつど記録させること。
三　装填が終了し、火薬類が残った場合には、直ちに始めの火薬類取扱所（第五十二条第一項第三号の場合にあっては火薬庫）又は火工所に返送すること。	三　装填が終了し、火薬類が残つた場合には、直ちに始めの火薬類取扱所（第五十二条第一項第二号の場合にあっては火薬庫。）又は火工所に返送すること。
四　装填前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装填方法により装填を行うこと。	四　装てん前に発破孔又は薬室の位置及び岩盤等の状況を検査し、適切な装てん方法により装てんを行なうこと。
五　発破による飛散物により人畜、建物等に損傷が生じるおそれがある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講ずること。	五　発破による飛散物により人畜、建物等に損傷が生じるおそれのある場合には、損傷を防ぎ得る防護措置を講ずること。
六　前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装填しないこと。	六　前回の発破孔を利用して、削岩し、又は装てんしないこと。
六の二　火薬又は爆薬を装填する場合には、その付近で喫煙し、又は火気を使用しないこと。	六の二　火薬又は爆薬を装填する場合には、その付近で喫煙し、又は裸火を使用しないこと。
七・八　　［略］	七・八　［略］
九　火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし、坑内において、装填機のうち、硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備を使用して硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔との間に空が生じないよう密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。	九　火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし、坑内において、装填機のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔に装填するための設備（第四条の二第一項第三十号に規定する設備を除く。以下この条において「装填設備」という。）を使用して特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔との間に空が生じないよう密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。
十　硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備（第四条の二第一項第三十号に規定する設備を除く。以下この条において「装填設備」という。）は、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の装填中に異常が発生した場合	十　装填設備は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の装填中に異常が発生した場合に、直ちに装填を中止することができる構造とすること。
十一　装填設備に備え付ける装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。	十一　装てん設備に備え付ける装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。
十二　装填設備の内面は腐食し難く、かつ、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。	十二　装てん設備の内面は腐食し難く、かつ、特定硝酸アンモニウム系爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。
十三　装填設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。	十三　装てん設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。
十四　装填設備には、鉄、砂れき、木片、ガラス片その他の異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。	十四　装てん設備は常に掃除し、鉄又は砂れき等が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止し、強風による砂塵の飛揚がある場合には、装

	てん設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。
十五　装塡設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装塡する場合は、適切な圧力により装塡を行うこと。	十五　装てん設備により特定硝酸アンモニウム系爆薬を装てんする場合は、適切な圧力により装てんを行うこと。
十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。	十六　発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、附近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
（ガス導管発破）	（ガス導管発破）
第五十三条の三　［略］	**第五十三条の三**　［略］
一　ガス導管発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	一　ガス導管発破器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
二　ガス導管内に爆発性ガスを充塡する場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。	二　ガス導管内に爆発性ガスを充てんする場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。
イ　［略］	イ　［略］
ロ　作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装塡箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充塡すること。	ロ　作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装てん箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充てんすること。三点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充塡されていることを確認すること。
三　点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充塡されていることを確認すること。	三　点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充てんされていることを確認すること。
（導火管発破）	（導火管発破）
第五十三条の四　［略］	**第五十三条の四**　［略］
一～三　［略］	一～三　［略］
四　導火管の点火に用いる点火器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。ただし、点火作業に従事する者が導火管の点火に用いる点火器を自ら携帯する場合は、この限りでない。	四　導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。
五　［略］	五　［略］
（電気発破）	（電気発破）
第五十四条　［略］	**第五十四条**　［略］
一　発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。	一　発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行なう場合には、この限りでない。
二　電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、	二　電気発破器及び乾電池は、乾燥したところに置

使用前に起電力を確かめること。	き、使用前に起電力を確めること。
三　発破母線は、日本産業規格Ｃ三三〇七（二〇〇〇）「六〇〇Ｖビニル絶縁電線(Ⅳ)」に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であって、三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。	三　発破母線は、六百ボルトゴム絶縁電線以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて三十メートル以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。
四　発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。	四　発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させて置き、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不揃にしておくこと。
五　発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。	五　発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電する虞が多いものから隔離すること。
六　［略］	六　［略］
七　動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には電気雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れるようにすること。	七　動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には一アンペア以上の電流が流れるようにすること。
八　電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	八　電気発破器には、点火する際を除くほか、錠を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講じ、かつ、当該錠又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
九　点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、　火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合についは、この限りでない。	九　電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装てん箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、一ミリアンペア以下の光電池を使用した□□□□□導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。
十　点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより電気雷管が意図に反して爆発しないよう措置を講ずること。	［新設］
（坑道式発破）	（坑道式発破）
第五十四条の二　　［略］	第五十四条の二　　［略］
一　坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の注意事項を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によって作業者に周知し、これに従って作業をさせるようにすること。	一　坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の心得を作成し、あらかじめこれを適当な箇所に掲示する等の方法によつて作業者に熟知せしめ、これに従つて作業をさせるようにすること。
二　坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と	二　坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と

認めて推薦した者に行わせること。	認めて推薦したものに行わせること。
三　坑道式発破の計画には、その箇所及びその付近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従って坑道式発破を実施すること。	三　坑道式発破の計画には、その箇所及びその附近の地形、岩質、使用する火薬類の種類等を詳細に検討して、薬室の位置、爆薬の量、坑道の埋戻し、退避の箇所その他を定め、これに従つて坑道式発破を実施すること。
四　火薬類は、薬室に密に装填し、かつ、吸湿するおそれがないように措置を講ずること。	四　火薬類は、薬室に密に装てんし、かつ、吸湿する虞がないように措置を講ずること。
五　坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないように措置を講ずること。この場合において、坑道内の導爆線は、複線すること。	五　坑道内の導爆線、ガス導管、導火管又は電流回路は、切断その他の損傷が起こらないように措置を講ずること。この場合において、坑道内の導爆線は、複線すること。
六　電気雷管を使用する場合には、その点火回路は、複雑にしないこと。	六　電気雷管を使用する場合には、その電流回路は、複雑にしないこと。
七　［略］	七　［略］
八　装填した爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況を詳しく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。	八　装てんした爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況をわしく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。
九　［略］	九　［略］
（構造物解体発破）	（構造物解体用発破）
第五十四条の三　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という。）を解体するための発破（以下「構造物解体発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。	**第五十四条の三**　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という。）を倒壊により解体するための発破（以下「構造物解体用発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。
一　構造物解体発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。	一　構造物解体用発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。
二　構造物解体発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。	二　構造物解体用発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。
三　構造物解体発破の計画の決定に際しては、必要に応じて試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。試験発破を行う場合には、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。	三　構造物解体用発破の計画の決定に際しては、試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。この場合において、試験発破は、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。
四　構造物解体発破は、前三号の規定により定めた計画に従って実施すること。	四　構造物解体用発破は、前三号の規定により定めた計画に従って実施すること。
五　構造物の地上部分の発破のため火薬類の装填を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。	五　構造物の地上部分の発破のため火薬類の装てんを開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六　発破のため火薬類の装填を開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち大らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。	六　発破のため火薬類の装てんを開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち大らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。
七　火薬類は発破孔に密に装填し、かつ、吸湿により劣化するおそれがあるときは、吸湿しないよう措置を講ずること。	七　火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必要に応じ吸湿により劣化のおそれがないような措置を講ずること。
八　構造物内のガス導管、導火管又は点火回路は、切断その他の損傷が起こらないような措置を講ずること。	八　構造物内のガス導管、導火管又は電流回路は、切断その他の損傷が起こらないような措置を講ずること。
九　［略］	九　［略］
十　構造物の地上部分を電気発破により解体する場合であって、落雷等により暴発を起こすおそれがあるときは、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させずに絶縁物で被覆すること。	十　構造物の地上部分を電気発破により解体するときは、落雷等により暴発を起こすおそれがある場合には、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火器に接続する側の端を短絡させないこと。この場合において、発破母線の点火器に接続する側の端は絶縁物で被覆すること。
十一　点火により、装填した火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。	十一　点火により、装てんした火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく観測すること。
十二　構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。	十二　構造物解体用発破の点火及び前号に規定する崩壊状況の観測は、安全な位置で行うこと。
（不発）	（不発）
第五十五条　装填された火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならない。	**第五十五条**　装てんされた火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならない。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　ガス導管発破の場合には第一号の措置、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によった場合には前号の措置、導火管発破の場合には再点火できないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によった場合には前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装填箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。	三　ガス導管発破の場合には、第一号、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によった場合には、前号の措置を講じた五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によった場合には、前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には点後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装てん箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。
２　不発の装薬がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号のいずれかの規定を守らなければならない。	２　不発の装薬がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号の規定の一を守らなければならない。
一　不発の発破孔から〇・六メートル以上（手掘の場合にあっては〇・三メートル以上）の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。	一　不発の発破孔から〇・六メートル以上（手掘の場合にあつては〇・三メートル以上）の間隔を置いて平行にせん孔して発破を行い、不発火薬類を回収すること。
二　［略］	二　［略］

三　不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装填し、再点火すること。	三　不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しずつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装てんし、再点火すること。
四　前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在するおそれがある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。	四　前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在する虞がある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。
（発破終了後の措置） **第五十六条**　発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後（坑道式発破にあっては、発破後三十分を経過して安全と認めた後）でなければ、何人も発破場所及びその付近に立入らせてはならない。	（発破終了後の措置） **第五十六条**　発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、天盤、側壁その他の岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認めた後（坑道式発破にあつては、発破後三十分を経過して安全と認めた後）でなければ、何人も発破場所及びその附近に立入らせてはならない。
（コンクリート破砕器の消費） **第五十六条の二**　消費場所においてコンクリート破砕器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第四号の二、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	（コンクリート破砕器の消費） **第五十六条の二**　消費場所においてコンクリート破砕器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。
一～六　　［略］	一～六　　［略］
２・３　［略］	２・３　［略］
４　［略］	４　［略］
一・二　［略］	一・二　［略］
三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合（この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする。）は、この限りでない。	三　火工所にコンクリート破砕器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
四　火工所の周囲には、適当な柵を設け、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。	四　火工所の周囲には、適当なさくを設け、「火薬」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。
五　火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。	五　火工所に存置することのできるコンクリート破砕器の数量は、一日の消費見込量をこえないこと。
５　コンクリート破砕器により破砕を行う場合には、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。	５　コンクリート破砕器により破砕を行なう場合には、第五十三条第一号、第二号、第四号から第七号まで及び第十六号並びに第五十四条各号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならな

一　薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行うこと。	い。 一　薬筒に点火具を取り付ける作業は、火工所が設けられている消費場所においては、必ず当該火工所において、火工所が設けられていない消費場所においては、消費場所内の安全な場所で行なうこと。
二　コンクリート破砕器を装填する場合には、破砕孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装填具を使用すること。	二　コンクリート破砕器を装てんする場合には、破砕孔にセメントモルタル、砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対して安全な装てん具を使用すること。
三　装填が終了し、コンクリート破砕器が残った場合には、直ちに火工所（火工所が設けられていない消費場所にあっては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。	三　装填が終了し、コンクリート破砕器が残つた場合には、直ちに火工所（火工所が設けられていない消費場所にあっては、消費場所内の安全な場所）に返送すること。
6　装填されたコンクリート破砕器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置ついては、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。	6　装てんされたコンクリート破砕器が点火後発火しないとき若しくはその確認が困難であるとき又は破砕を終了したときの措置ついては、第五十五条第一項及び第五十六条の規定を準用する。
（模型ロケットに用いられる火薬類の消費）	（模型ロケットに用いられる火薬類の消費）
第五十六条の三の二　［略］	**第五十六条の三の二**　［略］
一～三　［略］	一～三　［略］
四　模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬すること。	四　模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラスチック製の箱又はダンボール箱に入れ、静かに運搬すること。
五～九　［略］	五～九　［略］
十　打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立人禁止」等と書いた警戒札を掲示すること。	十　打ち上げ準備所には、「模型ロケット」及び「火気厳禁」等と書いた警戒札を立てること。
十一・十二　［略］	十一・十二　［略］
十三　秒速ハメートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれがある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。	十三　秒速ハメートル以上の風その他の天候上の原因により事故の発生するおそれのある場合には、模型ロケットの打ち上げを中止すること。
十四・十五　［略］	十四・十五　［略］
十六　模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を存置しないこと。	十六　模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用いられる火薬類を置かないこと。
十七～二十五　［略］	十七～二十五　［略］
二十六　模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。	二十六　模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講じること。
二十七　模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	二十七　模型ロケットの点火に用いる電気点火器は、点火するときを除くほか、安全キーを離脱させることにより点火できない状態とし、かつ、

	当該安全キーを点火作業に従事する者が常時携帯する、又は打ち上げの準備作業中はランチロッドの先端に装着すること。
（煙火の消費） **第五十六条の四**　［略］ 一～三　［略］ 四　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。 五～七　［略］ ２　消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。 ３　［略］ 一・二　［略］ 三　煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずること。 四　煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。 五　煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。 ４　［略］ 一　［略］ 二　煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止すること。 三　［略］ 四　煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に蓋をし、又は覆いをすること。 五～十六　［略］ ５　［略］ 一　点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。 二　点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置	（煙火の消費） **第五十六条の四**　［略］ 一～三　［略］ 四　消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこと。 五～七　［略］ ２　消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。 ３　［略］ 一・二　［略］ 三　煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張り人を常時配置すること。 四　煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。 五　煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。 ４　［略］ 一　［略］ 二　煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。 三　［略］ 四　煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。 五～十六　［略］ ５［略］ 一　点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。 二　点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

を講ずること。 三　落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。 四～八　　［略］ 九　点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。 十　電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。 十一　点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。 十二　点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。 ６　［略］ 一　［略］ 二　手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。 三～六　［略］	三　落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。 四～八　　［略］ 九　点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。 十　電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。 十一　電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。 ［新設］ ６　［略］ 一　［略］ 二　手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。 三～六　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

****

[4] ***貿易管理、統計品目等の一部改正***

◇輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第74号）

［官報］　令和3年10月15日　号外　第234号　41～44頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211015/20211015g00234/20211015g002340041f.html

〇経済産業省令第74号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和3年10月15日　　経済産業大臣　　萩生田光一

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていな

いものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（輸出貿易管理令別表第一関係）	（輸出貿易管理令別表第一関係）
第一条　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～十六　［略］	一～十六　［略］
十七　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）	十七　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次のいずれかに該当するもの（第十四号に該当するものを除く。）
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
ハ　角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を除いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械（オートコリメータを含む。）を除く。）	ハ　角度の変位を測定するものであって、角度位置の偏差の最大値が〇・〇〇〇二五度以下のもの（平行光線を除いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）
二　［略］	二　［略］
十八～六十二　［略］	十八～六十二　［略］
第二条　輸出令別表第一の三の項㈠の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第二条**　輸出令別表第一の三の項㈠の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの	一　軍用の化学製剤の原料となる物質として、次のいずれかに該当するもの又はこれらの物質を含む混合物であって、いずれかの物質の含有量が全重量の三〇パーセントを超えるもの
イ～ヰ　［略］	イ～ヰ　［略］
ノ　メチルホスホロジクロリダート	［新設］
オ　エチルホスホロジクロリダート	［新設］
ク　メチルホスホロジフロリダート	［新設］
ヤ　エチルホスホロジフロリダート	［新設］
マ　ジエチルクロロホスファイト	［新設］
ケ　クロロフルオロメチルホスフェート	［新設］
フ　クロロフルオロエチルホスフェート	［新設］
コ　Ｎ・Ｎ－ジメチルホルムアミジン	［新設］
エ　Ｎ・Ｎ－ジエチルホルムアミジン	［新設］
テ　Ｎ・Ｎ－ジプロピルホルムアミジン	［新設］
ア　Ｎ・Ｎ－ジイソプロピルホルムアミジン	［新設］
サ　Ｎ・Ｎ－ジメチルアセトアミジン	［新設］
キ　Ｎ・Ｎ－ジエチルアセトアミジン	［新設］
ユ　Ｎ・Ｎ－ジプロピルアセトアミジン	［新設］
メ　Ｎ・Ｎ－ジメチルプロパノアミジン	［新設］
ミ　Ｎ・Ｎ－ジエチルプロパノアミジン	［新設］
シ　Ｎ・Ｎ－ジプロピルプロパノアミン	［新設］
ヱ　Ｎ・Ｎ－ジメチルブタノアミジン	［新設］
ヒ　Ｎ・Ｎ－ジエチルブタノアミジン	［新設］
モ　Ｎ・Ｎ－ジプロピルブタノアミジン	［新設］

セ　N・N－ジイソプロピルブタノアミジン	［新設］
ス　N・N－ジメチルイソブタノアミジン	［新設］
ン　N・N－ジエチルイソブタノアミジン	［新設］
イイ　N・N－ジプロピルイソブタノアミジン	［新設］
二・三　［略］	二・三　［略］
２　輸出令別表第一の三の項㈡の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	２　輸出令別表第一の三の項㈡の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～五　［略］	一～五　［略］
六　かくはん機であって、第一号に該当するものに用いるように設計されたもの又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード若しくはシャフトのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	六　かくはん機であって、第一号に該当するものに用いるもの又はその部分品として設計されたインペラー、ブレード若しくはシャフトのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの
イ～チ　［略］	イ～チ　［略］
七～十二　［略］	七～十二　［略］
３　［略］	３　［略］
第二条の二　輸出令別表第一の三の二の項㈠の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第二条の二**　輸出令別表第一の三の二の項㈠の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　ウイルス（ワクチンを除く。）であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ五又はＨ七のＨ抗原を有するものに限る。）、ＳＡＲＳコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡そうウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス－１、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワ	一　ウイルス（ワクチンを除く。）であって、アフリカ馬疫ウイルス、アフリカ豚熱ウイルス、アンデアン・ポテト・ラテント・ウイルス、アンデスウイルス、エボラウイルス属の全てのウイルス、黄熱ウイルス、オムスク出血熱ウイルス、オロポーチウイルス、ガナリトウイルス、キャサヌール森林病ウイルス、牛疫ウイルス、クリミア・コンゴ出血熱ウイルス、口蹄疫ウイルス、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ五又はＨ七のＨ抗原を有するものに限る。）、ＳＡＲＳコロナウイルス、再構成一九一八年インフルエンザウイルス、サビアウイルス、サル痘ウイルス、小反芻すう獣疫ウイルス、シンノンブレウイルス、水疱性口内炎ウイルス、西部ウマ脳炎ウイルス、セントルイス脳炎ウイルス、ソウルウイルス、ダニ媒介脳炎ウイルス（極東型に限る。）、チクングニアウイルス、チャパレウイルス、跳躍病ウイルス、テュクロウイルス、痘瘡そうウイルス、東部ウマ脳炎ウイルス、ドブラバーベルグレドウイルス、ニパウイルス、日本脳炎ウイルス、ニューカッスル病ウイルス、ハンタンウイルス、豚熱ウイルス、豚水疱病ウイルス、豚テシオウイルス、豚ヘルペスウイルス－１、フニンウイルス、ブルータングウイルス、ベネズエラウマ脳炎ウイルス、ヘンドラウイルス、

ッサンウイルス、マチュポウイルス、ＭＥＲＳコロナウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス	ポテト・スピンドル・チュバー・ウィロイド、ポワッサンウイルス、マチュポウイルス、マールブルグウイルス属の全てのウイルス、マレー渓谷脳炎ウイルス、ヤギ痘ウイルス、羊痘ウイルス、ラグナネグラウイルス、ラッサウイルス、ランピースキン病ウイルス、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）、リフトバレー熱ウイルス、リンパ球性脈絡髄膜炎ウイルス、ルヨウイルス又はロシオウイルス
二～六　［略］	二～六　［略］
２　［略］	２　［略］
第三条・第四条　［略］	**第三条・第四条**　［略］
第五条　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第五条**　輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～七　［略］	一～七　［略］
八　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）	八　測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。以下この条において同じ。）、位置のフィードバック装置又は測定装置の組立品であって、次のいずれかに該当するもの（第二号又は第三号に該当するものを除く。）
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
ハ　工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であって、角度の精度が〇・九角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械（オートコリメータを含む。）を除く。）	ハ　工作機械用に特に設計した回転位置フィードバック装置又は角度の変位を測定する装置であって、角度の精度が〇・九角度秒以下のもの（平行光線を用いて鏡の角度の変位を測定する光学的器械を除く。）
ニ　［略］	ニ　［略］
九～十一　［略］	九～十一　［略］
第八条　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第八条**　輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～十　［略］	一～十　［略］
十一　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当するもの	十一　暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品のうち、情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、機能を低下させ又は迂回させるものであって、次のいずれかに該当するもの
イ　［略］	イ　［略］
ロ　電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの（イ又は第七条第五号に該当するものを除く。）であって、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの（電子計算機の端末又は通信端末の設計又は製	ロ　電子計算機の端末又は通信端末から生データを抽出するもの（イ又は第七条第五号に該当するものを除く。）であって、その機能実現のために電子計算機の端末又は通信端末の認証又は承認制御を迂回することができるように設計したもの（電子計算機の端末又は通信端末の設計又

造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。） ㈠　デバッガ、ハイパーバイザー ㈡～㈣　［略］ 十二　［略］ **第九条～第二十条**　［略］ **第二十一条**　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］ 四　第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。） 五　［略］ 六　第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム（前号に該当するものを除く。） 七　第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム 七の二　［略］ 八　第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム 八の二　第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム 八の三～十五　［略］ 十六　第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの 十七　第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの ２　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～十四　［略］ 十五　法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであって、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第	は製造のために特に設計したシステム又は装置、若しくは次の（一）から（四）に掲げるものを除く。） ㈠　デバッカー、ハイパーバイザー ㈡～㈣　［略］ 十二　［略］ **第九条～第二十条**　［略］ **第二十一条**　外為令別表の九の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］ 四　第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。） 五　［略］ 六　第八条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）を設計し、又は製造するために設計したプログラム 七　第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム 七の二　［略］ 八　第八条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム 八の二　第八条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム 八の三～十五　［略］ 十六　第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの 十七　第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであって、暗号機能有効化の手段を用いることによって、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの ２　外為令別表の九の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～十四　［略］ 十五　法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであって、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同

六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののために専用に設計又は改造したプログラムを除く。） イ～ヘ　［略］ ト　モバイル決済又は銀行業務 十六　［略］ ３・４　［略］ **第二十二条～第二十八条**　［略］ **別表第一～別表第三**　［略］	項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののために専用に設計又は改造したプログラムを除く。） イ～ヘ　［略］ ト　モバイル決裁又は銀行業務 十六　［略］ ３・４　［略］ **第二十二条～第二十八条**　［略］ **別表第一～別表第三**　［略］
備考　表中の[　]は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

◇輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第 267 号）

［官報］　令和３年 10 月 15 日　号外　第 235 号　1～208 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20211015/20211015g00235/20211015g002350001f.html

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇日本「ガス支援継続を」　世銀に提案、石炭は廃止

＜共同通信　2021 年 10 月 16 日＞　https://nordot.app/821851068412706816?c=39546741839462401

世界銀行と国際通貨基金（IMF）による合同開発委員会が 15 日、米首都ワシントンで開かれた。温室効果ガスの排出量削減に向け、日本政府は天然ガスへの移行が効果的な場合は事業への支援を継続すべきだと提案。世銀による新規石炭火力事業への支援廃止方針については支持を表明した。

再生可能エネルギーへの転換機運が高まる中、米国などからは国際開発機関による天然ガスへの支援も打ち切るべきだとの意見が出ている。日本はこれに反論した形で「支援対象から排除することは結果として温室効果ガスの排出量を大きくしてしまう可能性がある」と主張した。

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「CO2 等を用いたコンクリート等製造技術開発」プロジェクトの公募を開始します

＜経済産業省　2021 年 10 月 18 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211015006/20211015006.html?from=mj

---

◇「CO2 等を用いたプラスチック原料製造技術開発」プロジェクトの公募を開始します

＜経済産業省　2021 年 10 月 18 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211015003/20211015003.html?from=mj

****

[7] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・令和３年 11 月の中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会及び同小委員会審査分科会の開催について　　11 月２、8、17、24、29 日

＜環境省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110114.html

議題：医学的判定に係る調査審議（中皮腫・肺がん・石綿肺・びまん性胸膜肥厚）

・令和３年度廃棄物処理システムにおける脱炭素化に向けた普及促進方策に係るシンポジウムの開催について
11 月８日
＜環境省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110112.html
・令和３年度環境配慮契約法基本方針検討会(第２回)の開催について　10 月 22 日
＜環境省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110099.html
（１）環境配慮契約法基本方針等の検討状況等について
（２）環境配慮契約法基本方針等の改定について
（３）検討スケジュールについて
（４）その他
・「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会（第３回)」の開催について
10 月 25 日
＜環境省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110083.html
○　促進区域の設定に係る環境配慮等の考え方について
○　地域脱炭素化促進事業の認定の考え方について　等
・令和３年度石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会（第１回）の開催について　10 月 18 日
＜環境省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/110096.html
（１）ガイドラインの改訂の進め方
（２）現行ガイドラインの記載事項と改訂が必要な事項
（３）自治体アンケート調査結果の概要
・厚生科学審議会 再生医療等評価部会 遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第４回）　１０月２５日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hQA4hxQ-puQ3IBY
（１）令和２、３年度改正個人情報保護法を踏まえた指針見直しについて
（２）今後の予定
（３）第３回遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会開催のご報告について
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第３回）（厚生科学審議会 科学技術部会 医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会（第３回））　１０月２５日
＜厚生労働省　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2hQA4hxQ-puQ3EBY
＜文部科学省　2021 年 10 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af8nac3Mv8uXjCbJ
（１）令和２、３年度改正個人情報保護法を踏まえた指針見直しについて
（２）今後の予定
（３）第３回遺伝子治療等臨床研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会開催のご報告について
****

[8] *その他*

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・過敏なかゆみ、原因物質特定　塗り薬開発に期待―順天堂大
＜時事ドットコム　2021 年 10 月 18 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021101800116&g=soc
アトピー性皮膚炎などで過敏なかゆみを引き起こす皮膚のたんぱく質をマウスの実験で特定したと、順天堂大の高森建二・順天堂かゆみ研究センター長や森本幾夫特任教授らが１８日までに発表した。この過敏なかゆみはセーターなどの毛糸や自分の髪の毛が皮膚に触れただけでも生じる。仕組みを詳しく解明すれば、即効性のある塗り薬の開発につながる可能性があるという。
このたんぱく質「エンドモルフィン」は、皮膚の表皮の角化細胞や真皮の線維芽細胞、末梢（まっしょう）神経線維にある。通常は皮膚にある別のたんぱく質「ＣＤ２６」によって分解され、かゆみが適度に抑制されるが、

ＣＤ２６が変異して分解作用が失われると過敏になる。

遺伝子操作でＣＤ２６を作れないマウスを生み出したところ、皮膚を弱く刺激しただけでかゆみが起き、足で頻繁にかく行動が見られた。しかし、分解作用がある正常なＣＤ２６を皮膚に注射すると治まった。

論文は米医学誌「ジャーナル・オブ・アレルギー・アンド・クリニカル・イムノロジー」電子版に掲載された。

****

[付録]

◇<u>インフルエンザワクチン接種時期は？</u>

＜日テレNEWS24　2021年10月18日＞　https://www.news24.jp/articles/2021/10/18/07958430.html

日本感染症学会は、今冬のインフルエンザは「大きな流行を起こす可能性もある」と予測。ワクチンの積極的な接種を推奨しています。いつ打てばよい？専門医に聞きました。

日本感染症学会は、２０２１年～２２年シーズンにおけるインフルエンザワクチンの接種に関する考え方をまとめ、「ワクチンの積極的な接種を推奨」しています。

■今季のインフルエンザ「大きな流行を起こす可能性も」

学会は、今季のインフルエンザについて「大きな流行を起こす可能性もあります」としています。WHOの報告では、アジアの亜熱帯地域、バングラデシュとインドで２０２１年夏にインフルエンザの流行が確認されています。

日本では前シーズンのインフルエンザの患者数が極めて少なく、集団免疫が形成されていないと考えられ、こうした地域で小さな流行が繰り返されることで、ウイルスが保存され、国境を越えて人の移動が再開されれば、ウイルスが拡散される懸念があり、海外から持ち込まれれば、「大きな流行を起こす可能性もあります」としているのです。

■インフルエンザワクチンの積極的な接種を推奨

現在国内で使われているインフルエンザワクチンは、絶対にかからないというものではないものの、発病を予防することや、重症化や死亡を予防することに一定の効果があるとされています。

学会は、今季も「ワクチンの積極的な接種を推奨」。

日本と同様、昨シーズンに流行が見られなかったイギリスでは、今季は早期に流行が始まり、例年の１．５倍の流行になる可能性があるとして、ワクチンの接種を呼びかけているということです。

■医療現場の負担軽減のためにも接種をと呼びかけ

学会は、ワクチンの積極的な推奨理由の１つに、昨年から続く新型コロナウイルスへの対応で疲弊した医療現場の負担もあげています。

発熱など症状が似ているため、新型コロナなのか、インフルエンザなのか、同時流行が危惧される冬は、両方の検査をする必要がありました。

新型コロナの患者は秋以降も多く発生することが予想され、ワクチンで予防できるインフルエンザについては、可及的にワクチンを接種することで、受診を抑制して、医療現場の負担を軽減することも重要だとしています。

■新型コロナワクチンを優先？インフルエンザワクチンの接種時期は？

インフルエンザワクチンは、流行のシーズンなどを考えると理想的なのは、１０月末までに接種することが海外では推奨されています。

日本では、新型コロナワクチンとそのほかのワクチンを接種する際は、互いに片方のワクチンを受けてから、２週間後に接種することになっています。

では、新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンはどちらを優先すればよいのか？

学会では、新型コロナワクチンをこれから接種する人には、新型コロナワクチンを優先せざるを得ないと思われるとし、同時にインフルエンザワクチンの接種についても検討してほしいとしています。

■コロナワクチンを優先、インフルエンザワクチンは速やかに

日本感染症学会のインフルエンザワクチン接種に関する考え方をまとめた、倉敷中央病院・石田直副院長に聞きました。

――これから新型コロナとインフルエンザワクチンを接種する場合、タイミングをどうすればよいか。

新型コロナワクチンの１回目と２回目の間にインフルエンザワクチンを受けるのはなかなか難しいでしょう。

ですから、今の状況であれば、新型コロナワクチンをできる限り早く受ける。その後になるべく早くインフルエンザのワクチンを受けるのがよいです。
高齢者の大半は新型コロナワクチンをすでに接種していますよね。高齢者はインフルエンザも重症化するリスクが高いので、とにかく早くインフルエンザワクチンをうけてほしい。
――こどももインフルエンザはハイリスクですよね。
インフルエンザワクチンはこどもも生後６か月以上から受けられます。１２歳以下はインフルエンザワクチンは２回接種です。なるべく早く受けた方が良いでしょう。
流行がいつになるかは読めないので、わからないのですが、ワクチンを受けるのは早いうちに受けてほしい。
――新型コロナワクチンとほかのワクチン、お互い２週間後はなぜ？
米国では、２つのワクチンを同時に接種したり、インフルエンザと新型コロナの混合ワクチンの開発も進んでいます。
日本では、インフルエンザのような不活化ワクチンは２週間空けることになっています。副反応が起きた時にどちらのワクチンで出てきているかわからなくなってしまうのも理由の１つです。
********** 以上 **********